

銚子市ファミリー・サポート・センター事業公募型プロポーザル方式業者選定募集

質問に対する回答

NO	質問内容	回答																														
1	<p>センターが実施する提供会員への研修について 市が受託者に求める研修内容（具体的な講習内容）を詳しくお聞きしたい。</p> <p>また、年間24時間という研修は、ひとりひとり個別に行うものなのか、一斉におこなっても可能なものなのか市が求めるイメージをお聞きしたい。</p> <p>仕様書3の(2)に記載されるAEDを含んだ救命と事故防止のみでよいのか、その他の講習も必須か詳しくお聞きしたい。</p>	<p>研修内容は、国が定めた「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」の中で、参考として示している講習カリキュラムの内容を想定しています。</p> <p>内容は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="842 577 1385 1169"> <thead> <tr> <th>講座項目</th> <th>講師</th> <th>時間(目安)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育の心</td> <td>保育士・保健師</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>心の発達とその問題</td> <td>発達心理の専門家</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>身体の発育と病気</td> <td>小児科医</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>小児看護の基礎知識</td> <td>看護師・保健師</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>安全・事故</td> <td>医師・保健師・保育士</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>子どもの世話</td> <td>保育士・保健師</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>子どもの遊び</td> <td>保育士</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>子どもの栄養と食生活</td> <td>管理栄養士等</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>事業を円滑に進めるために</td> <td>ファミリー・サポート・センターアドバイザー等</td> <td>3時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※AED の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習は、提供会員に対して必ず実施。</p> <p>年間24時間講習は、個別・一斉の形式を問いません。 講師の手配の関係等を考慮すると、受講者が一斉に集合して実施するのが現実的かと思います。</p> <p>仕様書3の(2)に記載されるAEDを含んだ救命と事故防止は必須の講習項目であり、これを含めた仕様書3(5)イに定める24時間講習も必須です。 上の表の内容を参考にしてください。</p>	講座項目	講師	時間(目安)	保育の心	保育士・保健師	2時間	心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間	身体の発育と病気	小児科医	2時間	小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間	安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間	子どもの世話	保育士・保健師	2時間	子どもの遊び	保育士	2時間	子どもの栄養と食生活	管理栄養士等	3時間	事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センターアドバイザー等	3時間
講座項目	講師	時間(目安)																														
保育の心	保育士・保健師	2時間																														
心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間																														
身体の発育と病気	小児科医	2時間																														
小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間																														
安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間																														
子どもの世話	保育士・保健師	2時間																														
子どもの遊び	保育士	2時間																														
子どもの栄養と食生活	管理栄養士等	3時間																														
事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センターアドバイザー等	3時間																														

2	提供会員の自家用車での送迎援助についての燃料費や、チャイルドシートの貸与や、事故の補償についての市の考え	左記の燃料費は、実費負担として利用会員と提供会員の間で決めていただき、利用会員が提供会員に支払います。チャイルドシートは、利用会員が用意し、提供会員に貸与します。事故の補償は、ファミリー・サポート・センターが加入する賠償責任保険、利用子ども傷害保険、提供会員傷害保険によるほか、提供会員に自賠責保険と任意保険の補償が受けられる車両を使用していただくこととなります。
3	損害賠償責任について 仕様書6の(3)について受託者が負担しきれない事故が発生した場合の市が負う責任について	事故が起きた原因や背景、その他考慮すべき事由を勘案し、市の責任のあり方を検討することとなります。
4	報酬・補助金について 提供会員と利用会員の間には報酬が提示されているが銚子市として、両者に補助金はあるのか。	提供会員と利用会員の間で、利用料の授受が行われますが、市が両者に補助金を交付することは考えていません。
5	個人以外の(団体・法人)が提供会員になれるのか。	個人以外の者(団体・法人)が提供会員に登録することはできません。
6	仕様書3委託業務内容(5)のウの(ア)(イ)を土、日、祝日に30回以上行うとなると、実施要綱の第2条2の(1)、(2)のセンターの休業日について矛盾しているのではないかと思うがこの点についての見解をお聞きしたい。	ファミリー・サポート・センター業務を運営する中で、稼働日と休業日を規定する必要があります。基本的な事項を定め、ファミリー・サポート・センター事業実施要綱では休業日を変更することができる旨規定しています。ファミリー・サポート・センター業務と同等の業務を土曜日・日曜日・祝日に行えば、休業日の変更該当するものと考えます。
7	提供会員が子どもを預かる場合の改築補助金はあるのか。	提供会員に対して改築補助金を交付することはありません。
8	仕様書の3.委託内容(6)WEB媒体等を活用して…について 予算内でホームページの開設、情報発信は行うとしても広報や市のSNS内で広告料無しで情報発信をしていただけなのか？	広報ちょうしや市の子育てLINEを活用して、事業内容を中心とした情報発信を考えています。 この情報を発信することに関して、受託者が広告料を負担することはありません。

9	事業に伴う書式（入会、退会、会員証等）別記様式とあるがすべて市で提供してくれるのか？	実施要綱で定めている様式は、様式第1号から様式第6号まで規定しています。 当該様式の電子データを保有していますので、提供可能です。
10	実施要項の第12条：利用時間の延長でやむを得ない事由で市長が認めた場合というのはどのような場合があるのか、具体的事例を提供していただけるのか？	原則的に時間内での利用となりますので、最初からサービス時間の延長を前提としたことは想定していません。 一例を挙げますと、 時間内で利用契約していたが、急病や不慮の事故等が発生し時間を延長した場合は、やむを得ない事由に該当するものと考えます。
11	援助会員の自家用車利用の場合、運転免許証の有無、自賠責保険等の加入状況など細かな規定はあるのか？	安全上の問題があることから、提供会員の自家用車を使用する場合は、事前に運転免許証の有無、自賠責保険の加入の有無、任意保険の加入の有無を確認する必要があります。 自動車使用に関する規程の制定については、検討中です。
12	登録や退会に関してはウェブフォームから行ってもよいのか？	基本的には、紙の書類によって行っていただきます。 ウェブフォームでの会員登録、退会については ①会員自身がウェブフォームによる手続きを希望すること ②会員の本人確認が十分できる方法であること ③実施要綱に定めた様式で書類を保存できること ④個人情報の漏洩防止するためのシステム上の方策がとられていること など所要の措置を講じる必要があると考えます。 ウェブフォームでの運用を希望する場合は、市と協議することになります。

13	「銚子市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」について	
	<p>(1) 附則 3 で「市は、令和 7 年 3 月 3 1 日を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、<u>必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u>」と規定されているが、<u>必要があると認められる具体的な状況について</u>、数値も含め示していただきたい。</p>	<p>当該事業は新規事業であり、サービスのニーズが今後どのように推移していくのか検証し、見極める必要があります。検討項目は費用対効果や利用ニーズなどが考えられますが、今後の新型コロナウイルス感染症など社会生活に多大な影響を及ぼす事態も考慮した中で、総合的に検討していくこととなります。</p>
	<p>(2) <u>所要の措置</u>とはどのようなものか、具体的に示していただきたい。</p>	<p>前記(1)により検討した結果、事業の拡大・維持・縮小、事業内容の変更、事業の廃止などが考えられます。いずれにしても、慎重に検討していくこととなります。</p>
	<p>(3) 受託した場合の後年度の契約更新についてはどのようになるのか、次の点を踏まえ具体的に教えてください。</p> <p>① 今回の受託者が、ある程度の期間（複数年）は継続して委託していただけるのか。</p> <p>② 事業が継続されるとして、今後の契約についても今回のようにプロポーザル方式で募集することはあるのか。 あるとすれば、そのスパンは何年で想定しているのか。また、この事業においては、準備期間での提供会員の募集及び育成（24 時間講習）など、初年度の体制づくりに要する業務が重要であると認識しているが、その点はどのように考慮されるのか。</p>	<p>① 令和 5 年度の委託については、現時点では委託そのものを確約できません。 今年度の当該業務における履行状況を考慮し、予算の範囲内であることが前提となりますが、今年度受託した者と契約を締結する（一者による随意契約）ことは可能であると考えます。</p> <p>② 事業が継続された場合の今後の業者選定については、現時点で未定です。 市としては、今回の業者選定による受託業者に長期間継続して業務を委託することは、他の事業者の参入を妨げるものであり、適当ではないと考えます。</p>

14	「銚子市ファミリー・サポート・センター事業委託業務仕様書」について	
	(1) 3 委託業務内容(5)アで <u>登録会員数：50人以上</u> と指定しているが、国が定める「 <u>子供・子育て支援交付金交付要綱</u> 」では、会員数に応じて基準額が設定されており、事業実施に際して会員数が増減した場合、契約金額は変更するのか。	銚子市の人口規模、サービスの見込量、年度途中の事業開始であることなどを考慮し、50人以上の登録会員達成を条件としています。まずは、達成できるように取り組んでいただくこととなります。 50人以上の会員登録があることを前提にしていますので、契約金額を増減することは考えていません。
	(2) 3 委託業務(5)イで年間24時間以上の <u>講習の実施</u> が記載されているが、講習会の合計開催時間が重複講習を含め、24時間を超えていればよいということか。(提供会員各自に24時間の講習受講を求めているわけではないとの解釈でよいか。)	提供会員各自に24時間の講習受講を求めています。